

役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと（以下、当法人という。）における役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 報酬を支給する職務の決定並びに報酬の額については代表理事が決定する。
- 3 当法人が、外部諸機関・諸団体からの委託又は助成を受けた事業において、その機関・団体と交わす契約等に報酬等の支給に関する規定がある場合は、その規定に従って、当法人の役員に対して報酬等の支給を行うことができる。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬以外に、賞与、退職慰労金の支給は行わない。

(報酬等の支払い方法)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第6条 役員が代表理事よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(費用)

第7条 当法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の議決により行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年5月23日から施行する。（令和6年5月23日社員総会議決）